

## 「登録海上起重基幹技能者」の海上起重作業管理技士資格者証の取扱いについて

### 【海上起重作業管理技士資格者証の取扱いについて】

海上起重作業管理技士の方が、登録海上起重基幹技能者講習試験に合格されると、「海上起重作業管理技士資格者証」及び「登録海上起重基幹技能者講習修了証」の2枚の資格者証を保有することとなります。

このため、登録海上起重基幹技能者の方が保有する「海上起重作業管理技士資格者証」の取扱いは次のとおりとします

。

- 1) 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領の一部改訂（平成25年3月25日 国港技第117号）により、「3. 船団長の配置」において、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については上記実務経験を有する者とみなす（上記実務経験：10年以上の乗船経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者）と明記され、海上起重作業管理技士に関する明示がなくなりました。
- 2) このため、登録海上起重基幹技能者の方は、地方整備局の監督職員に登録海上起重基幹技能者講習修了証を提出し、承諾が得られれば船団長の配置が可能となります。
- 3) よって、海上起重作業管理技士資格証は、地方整備局の監督職員への提出は必要がなくなりますので、登録海上起重基幹技能者各位において処分して下さい。

### <参考>

- 1) 登録海上起重基幹技能者の方の更新講習会への受講申込は、「登録海上起重基幹技能者」更新講習会とします。（海上起重作業管理技士更新講習会への申込は行わない。）
- 2) 登録海上起重基幹技能者の方が、資格取得後の第1回目（5年後）の更新講習会を受講し、試験合格したときに、新しい登録海上起重基幹技能者講習修了証を発行します。
- 3) 講習修了証は有効期限が切れると失効します。失効後の翌年は救済措置として、更新講習会を受講することにより、有効期限は4年となりますが、講習修了証を発行します。
- 4) 救済措置を受けなかった場合には、新規に登録海上起重基幹技能者講習を受講して合格する必要があります。